

セフティマネジメント協会・(株)キャップテン

米国PLの現状を解説

セフティマネジメント協会・(株)キャップテンはこのほど、東京都港区の機械振興会館でPL対策実践講座「米国PLの現状と製品輸出展開の決め手」を開催した。日本経済が景気低迷から脱しつつあり、製造業にも回復の兆しが見える中、日本でPL法が公布されて20年の節目に当たってPL法の発祥地である米国の現状やPL保険マーケットなどについて解説した。講師は米国チャップでグローバル賠償業務などを担当するジョン・C・キャバナー氏が務めた。海外進出するメーカー関係者などが参加した。

冒頭、セフティマネジ

メント協会理事長で㈱キ
ヤブテン社長の出崎克氏
があいさつし、「バブル
が崩壊して20年、日本の
製造業は厳しい状況が続
いていたが、昨今、よう
やく米国や発展途上国へ
の輸出などで復活の光が
差し込んでいる。現地生
産はもとより、日本本社
を中心にメイド・イン・
ジャパンのブランドを一
層強化していくとの機
運が高まる中、PL対策

をもう一度再構築する必
要があると考え、今回の
セミナーを開催した」と
述べた。

第1部の前半では、キ
ヤブナー氏がチャップ・グ
ループや米国経済につい

て紹介した後、製造物責
任(PL)やリコールに
ついて解説した。PL
は、製品に起因する障害
について、製造業者、販
売業者、卸売業者、小売
業者などが責任を負う法
の適用性③数的多数④連邦

・頻発化しており、安価
な製造、外注化、サプライ
チェーンの当事者間の
コミュニケーション不足
などが技術上の過ちを発

訴訟については、「一人
または複数の原告を代表
する弁護士が、同様の被

害を被った原告を代表し
て広範囲にわたる損害を
もたらした被告を相手取

りて提起される単一の訴
訟における証拠の電子
開示」「懲罰賠償」など
を挙げ、それぞれの法

的根拠として①共通性②



海外進出企業が参加

複雑な仕組みの司法制度

生させる」と述べた。
次に米国の司法制度の
特徴として「集団訴訟」
は、訴訟における証拠の電
子開示」「懲罰賠償」な
どを挙げ、それぞれの法
的根拠として①共通性②
適切性③数的多数④連邦

適用する」ことが適切では
ない」といったものがあ
ると紹介し、「集団訴訟
は望ましい結論を必ずし
も導くものではない」と
の考え方を示した。

一方、懲罰賠償につい
ては、訴訟の原因となつ
た行為に類似したことな
いと「原告が行わない
よ改革・抑止の目的で
適用される法律行為で、
一般的に規定される個々
の州法の中には「懲罰賠
償を保険でヘッジしては
ならない」というルール
がある」と説明し、注意を
促した。最後に「米国の
司法制度は複雑であり、
訴訟に関してもしお困り
のことがあつたらぜひ相
談してほしい」と呼び掛けた。

後半は、チャップのアジ
ア太平洋地域の賠償保険
の責任者であるマイケル
・レスニコフ氏が多国籍
保険提案について、フェ
デラル保険損害調査部の
上原亜由子部長が同社の
クレーム処理の特長につ
いてそれぞれ解説した。
また、第2部では、㈱ダ
イテックの柿木博美氏が
「商品の使用説明に関する
言語展開のポイント解
説」をテーマに講演し

集団訴訟

(訴額が
米500
万円を超
過するこ
と)」を

挙げた。

また、集
団訴訟へ
の批判と
して、
「集団構
成員はわ
ずかばかり
の恩恵
しか得ら
れない」

と

ては、訴訟の原因となつ
た行為に類似したことな
いと「原告が行わない
よ改革・抑止の目的で
適用される法律行為で、
一般的に規定される個々
の州法の中には「懲罰賠
償を保険でヘッジしては
ならない」というルール
がある」と説明し、注意を
促した。最後に「米国の
司法制度は複雑であり、
訴訟に関してもしお困り
のことがあつたらぜひ相
談してほしい」と呼び掛けた。